

## 川崎市高津区選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項に規定する期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに同条第1項に規定する選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の同条第3項本文及び同条第6項の規定による掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

令和8年1月27日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 石貫玲子

### 1 場 所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号

川崎市高津区役所内

川崎市高津区選挙管理委員会会議室

### 2 日 時

令和8年1月27日 午後6時

## **投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじの方法**

「1」から候補者の数に相当する数までの一連番号を付したくじ棒を当該一連番号が外部から見えない程度の深さの容器に入れ、一人が候補者名簿（届出順）により候補者の氏名を呼称し、他の一人が容器から当該呼称された候補者に係るものとしてくじ棒1本を取り出し、当該くじ棒の下部に記載された番号をもって当該候補者の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序とする。